

## 第 29 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成 30 年 6 月 6 日 (水) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 05 分
  2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3 階中会議室 (新庁舎)
  3. 出席委員 【農業委員】(12 人)  
1 番 小谷健児、 2 番 野坂賢思、 3 番 藤田清子、 4 番 藤原 忍、  
5 番 濱口佳史、 7 番 金子孝子、 9 番 宮川陽子、 10 番 堀野裕一、  
11 番 篠田 開、 12 番 福留康弘、 13 番 松本昌子、 14 番 吉尾好市  
【推進委員】(6 人)  
2 番 弘瀬正彦、 3 番 平野幸敏、 4 番 宮川建作、  
5 番 篠田 博、 6 番 尾崎澄夫、 7 番 福井正一  
(事務局：書記 森下、宮地洋)
  4. 欠席委員 【農業委員】(2 人) 6 番 山中 讓、 8 番 伊芸精一、  
【推進委員】(1 人) 1 番 大石正幸、
  5. 議事日程
    - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
    - (2) 各議案の審議  
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (農業委員会会長許可) について (1 件)  
議案第 2 号 非農地証明願について (1 件)  
議案第 3 号 形状変更に関する届出の報告 (1 件)  
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画  
の決定について  
議案第 5 号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議
    - (3) その他の討議・報告事項について
- 議 長 それでは時間も過ぎましたが、梅雨の雨の中また皆さん何かとお忙しいなか定例会に御出席くださりまして有難うございます。それでは早速 6 月の定例会を始めたいと思います。何卒よろしく申し上げます。
- それでは議案に移りたいと思いますが、本日の欠席者は山中委員と伊芸委員、それから大石委員の 3 名の欠席ですが成立はしております。それで、議事録署名人は濱口委員と金子委員にお願いしたいと思います。それではよろしく申し上げます。
- それでは議案第 1 号農地法第 3 条許可申請についてについて、1 件出ております。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 はい、それでは資料の 1 ページをお願いします。議案第 1 号農地法第 3 条、耕作目的による農地の権利移動の規定による許可申請 1 件出ております。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。それから譲受人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。申請地が、黒潮町入野字西松崎 2567 番、田、984 m<sup>2</sup>。理由は、所有権移転、許可あり次第売買と同時に所

有権移転をおこなうこととなっています。2 ページお願いします。位置図を付けていますが、場所はコーナンが在って、その前に安光歯科がありますが、その南側にあたる農地です。右側に赤い点線で書いていますが、ここは国道が着く所です。3 ページお願いいたします。住宅地図で位置図を付けています。それから4 ページに航空写真の拡大を付けておりますが、見たように遊休農地化しております。5 ページお願いいたします。周りの地番を記載しております。6 ページに現況の写真を付けております。先ほど言いましたように遊休農地化しております、現在耕作をされておられません。それから7 ページにも西側から撮った写真になっています。それから8 ページをお願いします。農地法第3条の調査書についての関係ですが、まず譲受人〇〇〇〇さんについてですが、第2項第1号全部効率利用、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。ということで、農作業の従事については御本人で作業しております。それから、保有機械は軽トラックとリースの機械でトラクター、田植機、コンバインを借って作業をしているということです。現在、後でも出てきますが30aは自分で耕作はしていません。それから第2項第2号についてですが、譲受人は個人であり、適用なし。ということで、ここも該当しません。それから第2項第3号信託についてですが、信託ではないので適用なしで、ここも該当しません。第2項第4号ですが、農作業常時従事ということで、従事日数は年間200日農作業に従事しているということで、ここも該当しません。それから下限面積につきましては、今回の取得分を含めて4,652 m<sup>2</sup>、46.52aになりますので下限面積の30aを超えますので、ここも該当しません。第2項第6号転貸の禁止については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当しない。ということで、ここも該当しません。第2項第7号地域の調和、申請地は現在休耕地となっているが、取得後は現状を回復して農地として利用するため、周囲の農作物への影響はないと考える。また、西に隣接している農地は譲受人の所有である。農薬の使用については、地域の防除基準に従って使用することと、特に影響はないと考える。ということで該当はしません。ここの農地については、農用地区域外で利用権の設定もされていません。その他について、ここの農地については、すみませんが2ページをお願いします。先ほど説明しましたようにここは遊休農地になっています。ここを町道が通る計画になっていまして、安光歯科と昔スーパーだった所の間を通る計画が有りまして、譲渡人の人もそのことは承知のうえで、所有権の移転をするということで話を聞いております。本人の〇〇さんにもお話を伺いにいきまして、所有権の移転をするには3年3作は必ず実行してもらわなくてははいけない。耕作をしてもらわなくてははいけないというお話をしまして、それは必ずすると言うことで、この申請地については遊休化しておりますので、この写真で左側の所に耕作されている田んぼが有りますが、ここが自分の農地です。そこ伝いに申請地に入って行って、耕して、また再生するというお話を伺っています。遊休農地も必ず解消してくださいということで、条件は話しております。ただ、早かったら町道が来年あたり着きますので、そうすると耕作しても作が出来ませんのでその時には工事が済んでから残地については、必ず3年3作の耕作はしてくださいと、本人もしますということで返事を伺っております。内容については以上です。

議長 今、事務局より説明が終わりました。担当委員さん何か補足説明があればお願いしま

す。

〇〇委員 事務局から説明があったように問題は無いと思います。

議 長 問題は無いということですが、この件について質疑、質問のある方お願いします。  
(質疑なし)

議 長 何か意見はありませんか。無ければ承認を受けたいと思います。議案第 1 号 3 条申請  
について、承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数でございます。1 号議案につきましては承認されました。

続きまして、議案第 2 号非農地証明願について、1 件出ております。事務局より説明  
をお願いします。

事務局 また、1 ページをお願いします。非農地証明願について、1 件出ております。願出人  
の住所、氏名ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。願出地が黒潮町田野浦字打越  
1026 番 4、畑、で 15 m<sup>2</sup>です。願出理由としては、当該申請地の北側に位置する 1027 番  
1 地上に平成 12 年 4 月に住宅を建築した。その際、進入路が狭かったことから、〇〇  
〇〇氏、〇〇〇〇さんの実父が協力して、側溝を含め、道路幅を 94 cm 拡幅し、現在に  
至っている。農地に復旧することは困難である。ということで 9 ページをお願いします。  
場所は南部農協の北側になりますが、10 ページの住宅地図をみていただいて御確認を  
お願いします。それから 11 ページに航空写真の拡大図を付けておりますが、道路に沿  
って細長い農地です。12 ページに公図を付けております。それから 13 ページに複製の  
図面を付けて分かりやすくしています。14 ページに現況の写真を付けておりますが、黒  
の縁取りで黒潮町田野浦字打越 1026 番 4、畑、15 m<sup>2</sup>ということで、赤の点線で四角に  
囲んでいる所が申請地です。15 ページが逆の方から見た現況写真となっています。ここ  
については 1 ページの願出の理由にあったように、平成 12 年 4 月に住宅を建築した際  
に、今回申請の 1026 番 4、畑で所有者が〇〇〇〇さんになっておりますが、13 ページ  
をお願いします。1027 番 3 という所がありますが、今回申請地と交換する約束が出来  
ていたという理由になっています。現在は現況道路になっていますので問題はないと判  
断します。以上です。

議 長 私が担当委員でございまして、この間先月の中旬に〇〇〇〇さんに会ってきました。  
〇〇さんも、ここを道として父親が生きている時に、ここを道に取る代わりに裏側にな  
りますが、この面積と交換をしたということで承知はしておりました。この道幅が  
狭かったために側溝を含めて道幅 50 cm、側溝が 40 cm くらいありますのでそれを含めて  
90 cm ということで、この進入口が狭かったために、家を建てる人が広くしたため、  
ここと換えてくれんかとで本人たちが了承した。それがまだこの分が農地として残っ  
ていたようです。未登記でその分が非農地証明して登記をしたいようです。既に舗装も  
しておりまして道になっておりまして。復元も出来んし非農地として認めても良いと判  
断をしております。

この件について何か質問ありませんか。

(質疑なし)

議 長 何か質疑、質問ありませんか。無いようでしたら承認を受けたいと思います。

この非農地証明について、承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第2号については承認されました。

続きまして、議案第3号形状変更届の報告ということで1件出ています。事務局より説明をお願いします。

事務局 また、1ページをお願いします。議案第3号形状変更届ということで報告事項となっておりますけれども、届出人の住所、氏名が、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。願出地が掲載の7筆です。届出理由については、田の水捌けが悪く、耕作が出来ないので、嵩上げをして、畑、カッコして柑橘類として利用したい。との届出が出ております。16ページをお願いします。ここは田野浦に行くところの前回所有権移転が出ていた所です。17ページに住宅地図を付けております。18ページに申請地として航空写真を付けております。それから19ページに公図を付けております。赤で縁取りして黄色く塗ってある所が申請地です。20ページお願いいたします。一番上の図面で左側に県道と書いてある方が県道になります。そこを2mくらい土を入れて埋めたてをして、下にL型擁壁詳細図とありますが、そのL型の擁壁を入れて盛土をするというような計画になっています。それと下の図、断面図ですが右側がくろしお鉄道側になります。ここの所に2号U型側溝とありますが、ここが現在40cmの水路が付いておりまして、ここの40cmの水路を、壊れていますので据替をして修繕をして側溝に使う計画をしております。それから内容についてですが、ここは農用地区域外で、また利用権の設定もされていません。その他の内容では、今年の4月に定例会で3条申請があった所です。それから先ほど説明しました2mの嵩上げ、今の県道の高さまで嵩上げをします。ここには水路、青線が途中まで来ております。先ほどの20ページの絵を見ていただきたいのですが、丁度鍵になっている所から水路が下りてきていますが、その水路がここが田でしたので右の方の田に田越しで水を取っていたようです。その水路を今度埋め立てて擁壁を作る周りに設置するようになりますけど、その工事は地域整備の工事であるということで、この工事の後になります。よって擁壁は、土を入れてから後でL型擁壁の設置工事をするということです。あと、ここについては県道の堺があります。県との立会も済んでおります。この中に、先ほどの20ページの絵の中に赤線がありまして、左の方に道らしい図が入っていると思いますが、これが役場と協議をして対処は出来るようになっております。あと同意については、隣接地全て貰っていますので問題は無いと考えております。以上です。

議長 今、事務局より説明が終わりました。これは入野と田の口に分かれちゃったかね。

事務局 はい分かれています。

議長 担当委員さん、はい〇〇委員。

〇〇委員 6月1日に〇〇〇〇の事務所に行きましたら、〇〇〇〇さんはおいでませんで奥さんがおいでしましたので聞いてきました。水路は埋まった状態だったので〇〇〇〇さんが綺麗に土を上げて再生しています。地域の方は凄い水問題が心配なけんちゃんとしてもらいたいと言いますと話したら、本人も分かっています、奥さんもなお伝えておきます、と話していました。

議長 今、担当委員さんから説明がありましたが、この件について何か質疑、質問はありませんか。



